

会 議 録（1）

会議の名称	第2回桶川市道の駅整備事業者選定委員会
開催日時	令和3年10月28日（木） （開会）午後2時・（閉会）午後5時35分
開催場所	桶川市役所3階 会議室303・304・305
主宰者の氏名	
議長の氏名	
出席者氏名 （委員）	岡田委員、難波委員、北村委員、佐藤委員、相馬委員、 武田委員、水村委員、竹中委員、渡邊委員 （※各号委員ごとに五十音順）
欠席者氏名 （委員）	小峯委員
説明員氏名	
事務局職員 職名及び氏名	【桶川市】 市民生活部 金子部長、岩崎副部長 道の駅整備課 山田課長、眞々田係長、甘樂主任、小川主事 【国際航業株式会社】 牧野氏 信定氏 安藤氏
会 議 事 項	議 題
	議 事 （1）傍聴について （2）評価基準について その他 （1）第3回選定委員会について
会 議 事 項	決定事項等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 議事の傍聴及び会議録の公表については、公開を原則とし、必要に応じて、個別の審議事項につき、公開・非公開の区分を委員会で審議し、対応する ■ 審査基準書（案）について 審議事項Ⅰ、Ⅱについては、事務局案から修正点等なし 審議事項Ⅲについて <ul style="list-style-type: none"> ①提案内容に数段階のランクを設け、得点化する ②採点基準は5段階ではなく、4段階とする ③採点基準の表現は第3回委員会で事務局案を提示する ■ 次回のスケジュールを以下の通り予定 第3回：令和3年11月29日（月）午後2時～
配布資料	
配付資料：次第、資料1～資料5	

会 議 録 (2)

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
〈開会〉	
1. 自己紹介	
2. あいさつ	
会 長	第 1 回委員会の際、オンラインでの参加を認めていただいたこと、難波委員に職務代理者を引き受けていただいたことに御礼申し上げます。難波委員は、公共施設のマネジメントについて大変造詣が深く、全国各地の事例を経験されているので、頼りにしております。また、地元委員の皆様には、地域性をどれだけ魅力的に映し出せるかという面において、ご意見をいただければ幸いです。
3. 審議事項の確認	
事 務 局	資料に基づき、スケジュール及び審議事項について説明
4. 報告事項	
事 務 局	資料に基づき、実施方針及び要求水準書（案）の公表について説明
A 委 員	実施方針 2 ページ「休憩機能の利便性向上」において、「全ての利用者」とあります。ここに包括されているのだとは思いますが、子供や障害者といった記述があまりないのが気になります。要求水準書の中で明文化されているのでしょうか。 また、特別目的会社について、分かりにくいので説明していただけると助かります。
事 務 局	子供や障害者への配慮ですが、例えば要求水準書 22 ページ「2. 本施設の整備水準／2-1 基本的な考え方／(2) 共通の整備水準／③安全性／b. 機能維持性」において、避難経路の確保等について、「高齢者、障害者、妊婦、子供、外国人等を含む施設の全ての利用者（以下「施設利用者」という。）の直感的で容易な避難に配慮すること」と記載しているように、多岐に渡る各項目について、このような記載をしております。
A 委 員	要求水準の休憩機能の箇所には書かれていないのですか。
事 務 局	先ほどご説明した箇所において、「高齢者、障害者、妊婦、子供、外国人等を含む施設の全ての利用者（以下「施設利用者」という。）」とカッコ書きに包括した記述をしておりますので、「施設利用者」と書かれている箇所については、全ての利用者を対象とした提案を意味しています。 特別目的会社については、実施方針の添付資料 2「事業スキームイメージ」にありますように、維持管理企業と運営企業とを一体とした特別目的会社（SPC）を組成していただき、将来的には、市から指定管理者の指定を行う予定です。中には、維持管理と運営を一社で行っている企業もあるかと思いますが、そうでない企業につきましては、維持管理、運営の業務にあたる際、特別目的会社を組成していただきます。

A 委 員	桶川だけに特化した事業計画を最初に出してもらおうということですか。また、その審査はどの程度行うのですか。資産流動化計画を出さなければならないようになっているのでしょうか。
事 務 局	資産流動化計画につきまして、特定目的会社に該当するものを仰っているのだと思いますが、今回の特別目的会社は、本体の各企業とは切り離し、桶川の道の駅のためだけに特別に設立する会社というものでございます。特定目的会社とは異なります。
会 長	桶川市道の駅を事業運営することを目的とした事業体ということですね。専門的な内容のためコンサルタントから説明願います。
事 務 局 (コンサル)	<p>今回の事業のために特別に会社を設立することで、例えば、お金の流れを分かりやすくするという意味があります。他の事例でもこういった形で進められている事業があります。</p> <p>先ほどお話のあった資産流動化法（資産の流動化に関する法律）については、特殊な事業を行う会社に対しての法律でして、そこで定められているのが特定目的会社というものです。これは、資金調達だとかファンドで活用する仕組みであって、今回とは目的が違うものになります。</p> <p>今回は、通常の株式会社を、本事業のために特別に設立してもらおう会社ということで、特別目的会社という表現をさせていただいているところです。</p>
A 委 員	<p>桶川市の指定管理において、様々な会社が企業体の形で指定管理者となっていますが、それも SPC なのですか。</p> <p>また、当然資金調達が必要だと思いますが、そういった最初のお金の流れも含めて、特別目的会社に支払っていくということですか。運営だけで会社を作るのか、それとも建設など施設整備も含めて会社を設立してもらおうということですか。</p>
事 務 局	<p>実施方針 12 ページ「6. 参加資格要件／6. 1. 応募者の構成」において、SPC の企業構成について記載しております。</p> <p>指定管理者として指定する予定である維持管理運営については、指定管理者の制度上、一者しか指定できないため、SPC を構成していただきます。全体としては、事業スキームイメージにあるように、設計建設といった全ての事業者と、まず大きな事業契約を結びます。図では施設整備の JV、維持管理運営の SPC、とそれぞれ枠で囲ってありますが、実際の企業の形態によってはこの図のとおりではない場合もございますので、あくまで事業スキームのイメージの例としてお示ししております。</p>
5. 議事	
(1) 傍聴について	
会 長	「評価基準決定にあたっての審議事項」にある各項目について、傍聴の取り扱いをどうするか、公開・非公開について議論をお願いしたいと思います。公開することによって情報の流出となるものもあると思いますので、まずは事務局の考えを示していただきたいと思います。

事務局	資料に基づき、事務局より傍聴について発言。 評価基準決定にあたっての審議事項（Ⅰ 評価方法／Ⅱ 価格評価／Ⅲ 技術評価の条件／Ⅳ 技術評価の項目と配点／Ⅴ 技術評価の視点）についても説明。
会長	事務局の意見としては、審議事項Ⅰ～Ⅲは公開でも問題ありませんが、審議事項Ⅳ～Ⅴの公開／非公開については、採点側の評価の手の内が公開されることとなるため、事務局として悩ましいということでした。この件については、地域特性というより情報の取扱いということで、一般的な事業者選定の事例を参考とする方が判断しやすいと思いますが、B委員いかがでしょうか。
B委員	一般的には公開した方が透明性はあるかもしれませんが、会議の中で、どういった企業が良いかといった具体的な発言によって、この委員に対しては、このような提案をすれば高い評価が得られるといった、どのような企業が有利であるかということが露見してしまうのは、良いこととは言えないと思います。審議の自由性という観点からは非公開が一般的かと思うので、事務局案でよいと考えます。
会長	採点のポイントを予め公開してしまうと、その考えに引っ張られてしまい、画一的な提案となりかねません。自由闊達な技術提案のためには非公開がよいのではないかと思います。皆様のご意見はいかがでしょうか。
A委員	公共工事適正化法によれば、評価基準や採点方法については事前に公表することが望ましいと書かれています。事務局が説明した、公開と考える審議事項Ⅰ～Ⅲと、非公開と考える審議事項Ⅳ～Ⅴの違いはあまりないと考えます。全ての企業に同じ情報を提供するという視点に立ってやれば問題はないので、忖度のないように、全面的に公開とする方がよいと思います。
B委員	審査基準、採点の方法については令和4年4月に公表されますが、採点表を作りこんでいく過程を公表するかどうか重要です。
A委員	応募者から提案されたことに即して作り変えるわけではないですよ。
B委員	現在示されている、採点についての資料内容を議論して最終的に審査基準を作成するということです。
A委員	どのような審査基準にするかという過程は公開しても何ら問題ないと思います。

事務局	<p>今後の選定を進めていく中では、透明性・競争性の確保が大事です。また、民間事業者の創意工夫を引き出すことも重要です。</p> <p>実施方針では、令和4年4月に募集を開始すると同時に採点表を公開するといった形で、桶川市道の駅はやっていくと示しております。公開前の時点から興味を持ってホームページ等を見ている方であれば、採点表を作る過程を公表することにも気づいていただけたらと思うのですが、見てない方もいらっしゃると思います。透明性・公平性から、令和4年4月に同時に各応募事業者がスタートを切れるほうが、公平性があるのではないかと感じているところがございます。</p> <p>市民の皆様に対して、透明性・公平性を保つことは重要であると同時に、採点表を作成していく中で、募集する企業に対しても透明性・公平性が担保されるべきと考えます。</p>
会長	<p>情報の取扱いについては、傍聴という形と議事録という形が考えられます。採点のプロセスの内情が出てしまうと、かえって混乱を生じさせることになりかねません。事務局の説明では、令和4年4月の募集開始の際に決定事項を公表するのが妥当ではないかということですね。</p>
事務局	<p>その通りですが、一方で、会議を公開し、プロセスを皆様に平等に見ていただける環境が整えられるのであれば、A委員の仰るとおり、興味を持ってくださる方には会議のプロセスを公開していくことも大事だとも思います。しかしながら、どの程度皆様が情報を把握していらっしゃるかわかりません。実施方針の中では、令和4年4月に募集を予定していると記載しておりますので、事務局としては悩ましいところです。</p>
C委員	<p>傍聴には市民の方も企業の方もいらっしゃいます。今の時代ですから全面的に公開するということが当然だとは思いますが、事業者にとっては、同じ地点から一斉スタートできるような形でなければならないのではないのでしょうか。</p> <p>途中経過は公開しない方がよいというのがB委員の考え方だと感じました。全面公開というよりは、部分公開があつて良いと私は考えます。</p>
A委員	<p>募集開始は令和4年4月とのことですが、実施方針で競争入札参加資格者名簿に登録された企業しか応募できないと書かれていますので、令和4年2月には応募して3月に競争入札参加登録が確定していなければ間に合いません。まだ登録していない企業に対しても機会を均等にすることが大事です。</p> <p>また、部分公開とすると、情報公開で訴訟になった場合、情報公開条例のどの箇所に該当するのか、きちんと立証できる理屈付けが可能なのでしょうか。そこが重要なので、部分的に公開するというのではなく、参加意欲のある多くの企業にはじっくりと見ていただくべきです。</p> <p>その差については問題ないと思います。</p> <p>企業の競争性についてはよくわかりませんが、議事録をみれば全ての情報はわかりますので、一つ一つの審議内容を情報公開条例のどこに該当するか検討していくほどのことではないと思います。もっとオープンにして良い提案を出してもらいべきです。</p>

<p>会 長</p>	<p>最終的に確定した審査項目について、良い提案を出していた だくことが大事というわけで、作成過程については委員個別の 採点ポイントなどが見えてくる可能性もありますし、流動的な 話もあります。混乱した状態のまま世に出していいのかという 懸念があるのではないのでしょうか。 令和4年4月の募集開始の時点で一気に公開するのが一般的で もあるというのがB委員のお話だったと思いますが。</p>
<p>B 委 員</p>	<p>公開自体は否定いたしません。公開するなら公開でかまいま せんが、例えば、「審査基準書11ページに「販売委託手数料 及び納付金」について書かれていますが、こういった項目が、 なぜここに設定されているのか。納付金が高い方がいいのか、 現実性が高い方がいいということなのか、意図を市にお伺いし たい」、とされているのですが、公開することにより、市の方 が答えにくくなり、委員会の意見交換の妨げになる可能性もあ ると考えます。しかし、そこも含めて公開するという考えであ ればそれでよいと考えます。そういった議論が公開されること で、かえって市の方が分かりにくくなる面もあると思いますの で、委員会の中で「その質問についてはここでは話せないから メールで」となると、意味がない。皆さん時間を使って集まっ ているのに、意味がないと思いますので、それも含めて公開す るということであれば、それは構いません。</p>
<p>会 長</p>	<p>かなりデリケートな、評価を左右するようなことを本来語り 合うべき場ですが、公開が前提となると、個別の意見をオー プンには出しにくいということです。 であれば、一斉に公開する形にした方が議論も深まり、言葉 の独り歩きが生じるリスクも避けられます。これは都市計画審 議会のようなものとは異なります。試験問題を作るような作業 で、審議項目作成のための委員会という性格ですので、一般の 審議会とは切り替えて考えることが重要だと思います。</p>

A 委 員	<p>坂田コミュニティーセンターの際に、同様のプレゼンテーションがありました。傍聴していても採点の経過等が全くわからない。新庁舎についてもそうですが、その審査会も全く分かっていなかった。今回、この道の駅については、現在までこれだけ細かくオープンにしてきたことを評価しています。ここで部分的に非公開としたら、またわからなくなる。外部の方で内容を知りたいという意見もあると思う。情報公開しても消されていて分からなかった。公開する時期が遅れることによって、参入する企業も変わってくる。そういうことも資料をちゃんと見ていけば分かることです。非公開とする部分について責任を持てるならそれで構いませんけど、難しいでしょう。</p> <p>これからの時代、もっと情報をオープンにするべきです。ちょっとだけ内容を知っている人が一生懸命情報を入手しようとする、委員に接触するといったことになってしまうので、そういうことのないように、常にオープンにした方が、新しい時代に即した選定方法だと思います。実際に、新庁舎についても情報公開で裁判中ですが、企業に不利になるからということで、きちんとした説明ができないんですね。部分的に不透明なところがあるというのは、お金の使い方についても疑念がわいてくるということなので、全部オープンとするのが良いと思います。</p>
会 長	<p>少し論点がずれていると思います。事業者募集が始まった際に、事業者が構想を練るにあたって、質疑の機会は与えられますか。市で対応していただけるという事ですよ。</p>
事 務 局	<p>事業者選定スケジュールに記載しておりますが、令和4年4月募集開始の後、5月から6月にかけて個別対話を行います。この場で、企業と市で直接対話を行いまして、思い違いや齟齬がないか確認いたします。</p>
会 長	<p>全てをブロックして、情報を事業者に提示しないというわけではなく、情報を提示する期間が一定期間設けられるということですね。</p>
事 務 局	<p>また、令和3年10月から11月に個別対話を行いまして、9月30日に公表した実施方針等に対して、関心のある企業から質問を受ける場としています。こちらには数社お申込みを頂いております。内容については、令和3年11月中旬に市ホームページで公表いたします。原則公開するという点について、市としては意識して、こういった対応を行っています。</p>
会 長	<p>大宮国道事務所のD委員は、様々なプロポーザルの経験がおありだと思いますが、いかがですか。</p>
D 委 員	<p>どういう視点でどう配点するかの公表は、同じスタート地点としています。過程については、様々な意見があると思いますが、やはり皆同じスタートというのが良いかと思っています。確かに難しい話だと思います。</p>
会 長	<p>E委員いかがでしょうか。</p>

E 委員	情報公開との関係は大変難しいところですが、事前に傍聴に来ている人に議論の内容を明らかにするのは、答えを明らかにすることと同じだと思いながら聞いておりました。事業者選定委員会は桶川に限ったことではなく、他自治体に様々な事例があると思うので、公表の範囲について、事例を参考としたほうが良いのではないのでしょうか。
会長	その点について、B委員いかがですか。
B 委員	事例としては、一般的には非公開が多いです。むしろ、審査項目の議論については非公開にすべきということが多いです。例えば、お金について、予定価格といったものが公表されるより前に独り歩きしてしまうのは大きな問題と考えます。そういった話をする時だけ、傍聴人に退出してもらおうというお願いができるのであれば、A委員が仰るように、新しい時代に即して全部公開としても良いと思います。
A 委員	私は大宮国道さんの発注情報も様々見ていますが、委員会を立ち上げることはないと思います。新しい試みを丁寧にやっという担当者の姿勢を私は評価しています。ただ、部分的に非公開とすると、せっかくの試みが半分死んでしまうのではないですか。新しい時代に即して、市民全体に歓迎されるものにするという視点から見たらそう感じてしまいます。先ほどの予定価格ですが、非公開にするにはそれなりの理由を明らかにして、きちんと議事録に残すのが必要だと思います。結果じゃなくてプロセスの方に意欲を出すべきという意見が出てくると思うので、プロセスはオープンにするべきです。加えて、入札参加資格についても早い段階で分かるほうが良いと思います。
C 委員	A委員と対立するわけではありませんが、B委員が仰るように、総意の中で一部非公開として審議を行っていくというところで良いのではないではないか。A委員、了解してもらえなでしょうか。
A 委員	はい
事務局	先ほど委員の話にございました、入札参加資格につきましては、実施方針の14ページに参加資格要件として記載しております。グループを組成する期間なども考慮して、事業者事前に把握していただくために令和3年9月30日に公表しております。併せて先ほどのJV、SPC等に対する質問につきましても、個別対話で確認していくことになっております。
B 委員	他の事例では、入札参加資格の追加登録を認められるケースもありますが、そういった予定はないのですか。
事務局	他の事例で、そういったケースがあるということは認識しておりますが、その点については実施方針には記載しておりません。登載までの期間も考慮して、参加資格要件を含めた実施方針を9月30日に公表しております。
B 委員	事前に実施方針を出しているとしても、様子見している事業者や、後で知ったという事業者がいる可能性があるため、柔軟な対応ができると良いと思います。
会長	可能であれば追加登録があっても良いと思いますが、市だけではなく多方面に影響のあることではないのでしょうか。

A 委 員	原則は令和4年2月ですが、追加登録を認めている事例が桶川市にもあります。ただ、登録は県のシステムとなるため、難しいと思います。
事 務 局	仰るとおり、県のシステムのことなのでなかなか難しいと考えます。今、何ができるか明確なお答えはできませんが、応募に際して各企業が困らないように、追加、改訂など検討してしっかり対応していきたいと思います。
会 長	話を公開性に戻します。異口同音に出ている意見としては、伏せるところは伏せつつ、公開を原則とするということだと思えます。この方向性についてご異論ありますか。
A 委 員	異口同音ではありません。私は全て公開すべきだと考えています。
会 長	全面公開は難しいと思いますが、委員会が設置された時から、公開を原則としています。しかし、採点に関わる過程を議論していく部分については伏せるべきと、複数の委員から意見があるように、私もそう思います。事務局に確認ですが、個別の審議事項について公開、非公開の対応を行うことは可能でしょうか。
事 務 局	審議事項を細かく分けることで対応は可能と考えます。
会 長	内容によっては伏せる、きめ細やかに対応していくということを提案として、皆様は今一度お諮りしたいと思います。ご異論のある方いらっしゃいますでしょうか。
A 委 員	私は、原則公開とすることが良いと考えています。
会 長	原則公開というのは、条件によってはその限りではないという意味が含まれています。非公開の部分については、理由を提示して、伏せるところは伏せる、そういう余地も残したいと思いますが、よろしいですか。
A 委 員	公共工事の適正化法に、透明性・公平性を確保すべきと明記してあるので、そこに反しないようにしていただきたいと思います。
会 長	今一度皆様にご提示いたします。公開は原則であります。内容によっては伏せるという余地を含めて、今後対応していくということよろしいでしょうか。
	(異議なし)
事 務 局	確認ですが、資料中ⅠからⅢ(評価についての全体のルール)は公開、Ⅳ・Ⅴ(審査基準の作成過程)については、事務局としては悩ましいと申し上げましたが、非公開ですか。
A 委 員	ものによってはです。
会 長	ではこれで結審したいと思います。本日、傍聴の方はいらっしゃいません。
(2) 評価基準について	
会 長	次第6議事の(2)評価基準になります。内容を事務局よりご説明願います。
事 務 局	資料に基づき、審査基準書、採点表について説明

<p>会 長</p>	<p>事務局から訂正が有りましたように審査基準書案のフローのところで、評価項目に関して専門性を配慮した採点、それと価格の採点というところのカッコ書きが逆ということと、プロセスとして、価格評価の後に技術評価を行うのではなく、価格評価と技術評価はあくまでも同時に行うという補足説明が有りました。</p> <p>資料の説明に対して、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>私から一点、審査方法は実名審査ということですが、実名審査となると、メリット・デメリットがあると思います。応募事業者名が公表されると、審査にあたり、顔見知りの事業者だったり、大手のネームバリューに引っ張られるなどの、懸念が出てきます。また、会議録で実名が出てくると、落選した後の応募事業者の名前が公開されるということへの懸念もありますが、実名審査を採用した背景について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>実名審査を案とした理由ですが、桶川市坂田地区公共施設等整備事業でも、道の駅と同様に、プロポーザル方式での選定を実名審査により実施していた実例がありました。</p> <p>その坂田の事例において、メリットとして選定委員から、名前が分かったほうがイメージしやすい、審査がしやすいといった意見があったということを確認しています。</p> <p>一方で、匿名審査については、名前のイメージに影響されることなく、純粋に提案の良し悪しを評価できるというメリットがあるものと理解しています。</p> <p>事務局案は、坂田地区の事例を踏まえて、実名審査とすることを提示していますが、委員の皆様にご審議いただきたいところでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>どちらもあろうかと思うのですが、委員の中で共通認識をもって進めたいと考えています。実名か、匿名かについて、どなたかご意見ありますか。B委員いかがでしょうか。</p>
<p>B 委 員</p>	<p>聞いたこととしては、どちらもあります。実名と匿名が混在している事例も聞いたことがあります。事業者が公表しているところは実名で、匿名としたいところは匿名としておりましたが、このような考え方よりは、匿名ならば匿名、実名ならば実名で揃っているのが自然であると思うし、どちらかで揃えていくのであれば、どちらでも良いと思います。</p>
<p>C 委 員</p>	<p>会長が話したように、ネームバリューで評価が変わるという気持ちも分かります。ただし、桶川の道の駅については、応募者が多くはなく、どのくらい応募がくるのか分かりませんが、大手が応募することもないと考えています。他の道の駅であるような鉄道会社が運営するとか、例えば銀行系とか、そういったところならば、評価が良くなってしまうということもあるとは思いますが、桶川にはそういう事は考えにくいと思うので、実名でもいいのではと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>もうひとかた、ふたかたぐらいいかがですか。大宮国道事務所での事例はどうでしょうか。</p>
<p>D 委 員</p>	<p>具体的な事例では、名前を伏せているのが実態です。質問ですが、実名というのは、企業名が見えるということでしょうか。具体的に会社の名前が分かるということでしょうか。</p>

事務局	実名ですので、隠さず全て公開するということです。
D 委員	例えば、会社名が、そのまま出てくるということですか。それとも SPC の名前のみが出てくるということですか。
事務局	実名は全て隠さず、設計、建設等、全ての会社名が公表されるというものです。
会長	E 委員いかがでしょうか
E 委員	実名審査ですと、落選した業者がホームページに記載されたままとなってしまうというのがあると思うのですが、議論の中で、「この業者はこの点が悪かった」というような評価の意見があると、それが議事録に残ってしまうため、業者からのクレーム等がつけられることも考えられます。私は正直に議論ができるか自信がないので、匿名にするのが良いと感じています。
F 委員	桶川の道の駅の事業者として、あまり大きな業者が入ってくるというのではないと思いますが、逆に、知っている企業が来ると、顔も分かっていますし、それによる心配もあります。本当に匿名で、というなら、完全に顔も分からないようにしないと、癒着という観点からも心配があります。
会長	少し整理しますと、審議は公開が原則ということもあって、判断が難しいところだと思います。選択肢として、匿名審査を採用するというのもあると思います。
C 委員	以前、ABCD とか使ったケースもあるが、どの企業なのか分かってしまったこともありました。小さい町だからということもあり、実名でも良いのではないのでしょうか。 以前は、ABCD により選定しているケースも多かったと思います。
A 委員	申し訳ないですが、県は情報公開には後ろ向きで、自治体に従うという結論が多いと思います。先程、ABCD といったのは、新庁舎の設計事業者を選ぶコンペでした。参加している業者は公開し、評価の際に ABCD を使っていましたが、結果的に、どの業者かが分かる状況でした。 坂田のときはそれをオープンにしてやっていたましたが、設計、建設、運営の業者が細かく入ってくると、大手企業であろうが何であろうが、それぞれの会社の評価や業績など分よくなるので、部分的に非公開にしても非常に採点しづらくなると思っています。当然、オープンにしてよいのではないのでしょうか。 それから、落選した業者がわかるのは当然です。それはしょうがない。いつもそれで県ともやり取りしていますが、問題になるのは、業者の不利になるというようなことです。事業者はいろんなところで応募して、時には当選し、時には落選するということもあることを承知で応募してきているのであって、競争社会であれば、仕方がないのではないのでしょうか。

事務局	1点補足があります。公開プレゼンテーションを予定しているので、仮に5社応募があったら、実名審査となれば公開プロポーザルを聞きにきた人には、5社全ての名前が分かります。実際に選定された事業者と次点の事業者は公表されますが、落選された業者はホームページでは公表されない、という扱いになります。
A 委員	評価結果が公表されないのですか。そこで、どの会社がどういったところが良かったのか、どういうところが特徴であったのか、というような評価結果を新庁舎の時には公表している。そのため、結果的には全ての応募者名が分かるという状況になると思います。
会長	坂田の先行事例が実名審査であったということですが、その選定プロセスの中で、何か問題は生じなかったのでしょうか。
事務局	実名審査で特に問題があった、ということは聞いておりません。
会長	坂田の先行事例に道の駅も倣わなければならない、ということではないと思いますが、委員皆様の協議の上、懸念事項が払拭できればということで考えてお時間をいただきました。先行事例で問題がないということと、桶川という地域規模を考えた時に、実名を伏せたところで、ある程度分かってしまうということなら、予め実名でも問題ないだろうと言うご意見と、競争社会の中では、実名を公表されることもある程度前提で参加してくるだろうというご意見がありました。 私自身は不安な点もありましたが、事務局の原案通りということで進めていきたいと思います。 異議ありますでしょうか。
	(異議なし)
会長	その他、質問等ございますでしょうか。
	(質問なし)
会長	それでは、引き続き(2)の評価基準について、事務局説明をお願いします。
事務局	資料に基づき、審議事項(Ⅰ 評価方法/Ⅱ 価格評価/Ⅲ 技術評価の条件/Ⅳ 技術評価の項目と配点/Ⅴ 技術評価の視点)について説明 第2回委員会と第3回委員会で、以上の内容を決定しますが、議題が多岐に渡るため、本日は審議事項Ⅳまでを決定することを目標に進めていきたいと思います。また、審議事項Ⅴにつきましても、具体的な意見のイメージや方向性を掴むために、ある程度話をしたいと考えています。

<p>会 長</p>	<p>事務局の説明を整理させていただきます。 第2回委員会で審議する内容はⅠの評価方法から始まって、Ⅳの技術評価の項目と配点というところまでが、今回で決めたいという内容です。 その内容として、価格評価、技術評価の条件については、資料に詳細が記載されています。審議事項Ⅳの技術評価の項目と配点は採点表（案）に記載のとおりで、5点満点をベースに10点満点と書いてあるところです。その枠組みを本日ご審議いただきたいとのことでした。次回第3回目は、審議事項Ⅴの技術評価の視点を審議していただきますが、本日は質問だけをお受けして、審議は次回ということになります。 審議内容が多くなりますので、分割して議論したいと思います。審査基準書（案）に書かれている、審議事項ⅠからⅢの内容がセットで表現されていますので、その内容についてご審議いただき、その後、審議事項Ⅳの審議に入りたいと思います。 先ほど審査フローの説明がありましたが、この部分について、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>B 委 員</p>	<p>確認ですが、審査基準書（案）の中で、各選定委員の評価の評価結果を得点化して、平均値を取るものとするとして書いてありますが、別の部分には、「採点は合議」と書いてあります。通常、合議というと、この項目について委員会で合議した結果、何点をつけましょう、と決めて点を決めることと理解していたのですが、平均値を取るということなのでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>合議という表現が適切でなかったということになるかもしれませんが、皆さんから点数を出していただいた結果で平均値を取るということですので。</p>
<p>B 委 員</p>	<p>表現に関しては理解しました。</p>
<p>A 委 員</p>	<p>私も同じところをおかしいと思いました。合議というと皆で採点ということだと思います。そうではなく、個別に採点をして数値を平均するということではよろしいのでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>審査基準書（案）の記載の「合議」という表現を改めさせていただきます。 具体的な表現は検討いたしますが、平均値をとるという表現にいたします。</p>
<p>A 委 員</p>	<p>そうすると、新庁舎のときのプロポーザルのように「この会社は、ここが優れていたけど、こうだった」という委員会としての総括評価はしないということですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>新庁舎のことについては存じ上げていませんが、そういったことは、現在は考えておりません。</p>
<p>B 委 員</p>	<p>採点をするときに、通常、PFI等の案件だと、各委員で点数をつける際、皆様のスタート地点や専門性が違うので、すごく厳しい人と、すごく甘い人がいたりして、平均値を取るとその人に引きずられてしまう可能性があります。多くの委員がCをつけたとしても、ある人がAという評価をつけた場合、Aの評価に引っ張られるということも考えられます。平均値を取るとしても、一旦点数をつけた上で、その内容について協議をして、評価を修正しますというような調整はあっても良いと思います。</p>

事務局	合議という書き方はよいが、B委員の仰るような、採点の時に委員全員で確認しながら、最終的な点数を決めていくということでしょうか。
B委員	その点はコンサルタントの方がよく知っていると思いますが、私が携わった案件等では、最初に全員がそれぞれ採点して、その結果をスクリーンなどで表示して、それを見ながら、自分が厳しくつけすぎたと思われる点などを修正して、それを再調整して決める事が多かったです。最終的な決め方は、合議でも平均でも良いと思いますが、そのような方法を取るとは、考えていますか。
事務局 (コンサル)	一般論の話になってしまうかもしれませんが、先程、B委員からお話があったような形で一度、仮の審査をした上で、意見交換をして、その中で、自分の評価を調整していただいて、まとめるといった形のやり方になるのが多いように思います。そういった中で合議をとるのか、平均を取るのか様々ですが、両方の考え方があります。
会長	コンサルの立場ではどちらがいかというのはいづらだと思いますので、私の方で整理します。 平均点、採点基準というのは、甘め、辛めというのが出てきます。逆に合議をすることで、自分が見落としていた視点が、他者の意見を聞いて、気づくことがある。そうすると、採点は、平均点を勘案の上、合議とするという進め方とするのが適した進め方であると思われます。つまり平均点を投影して、審査員 ABCD といった形で、誰が何点をつけているかという結果を開示した上で、意見交換で、最終的に判断する、というのは B 委員、いかがでしょうか。
B委員	その方法では、平均という表現はしなくて良いと思います。
会長	そうですね。個別の採点結果を開示するということでは、平均を取る必要がないと思います。
A委員	そうすると2回評価するということでしょうか。
会長	そういうことになります。
B委員	1回評価して、一応微調整をするかしないかは、委員に任せるといことになると思います。よくある方法としては、午前中に全員がそれぞれ審査して、午後に全員で審議するといったような方法があります。
会長	つまり、採点法がスクリーン上に投影されて A 委員、B 委員という形で皆で見て判断する。個別の採点結果を開示の上、合議という流れであろうかと思えます。
B委員	開示というと、世の中全てに開示ということになるので、異なる表現を使った方が良いと思います。
会長	いわゆる提示というのか、点数を閲覧して最終的に合議で決める、ということよろしいですか。

C 委 員	<p>全体の評価の視点と書かれていますが、業者の提案を受けるにあたり、私たちの関心があるのは、基本方針にある桶川らしさがどう出てくるか、ということです。施設管理など、これからどのように運営するといったことについては、他の道の駅で実践されているようなこともあり、ノウハウが既にあると思います。</p> <p>ただ、取組方針など、べに花の郷と宿場町の特性の発信をすることが、桶川市の一番のことだと考えます。これを行うとしたら、業者の方は図書館から地域を這いつくばって集めてきた情報を集約し、提案してきたものが最優秀だと思います。</p>
会 長	それはちょっと分からないですけど。
C 委 員	<p>基本的には、桶川の中を巡って土地勘や地理勘を持ちながら提案してくるのが基本だと思います。図書館の資料だけを基に検討した提案なのか、それを見極めるというのが地域委員の視点であると考えています。</p> <p>合議制や平均値等、様々な評価方法がありますが、基本的なところに対するお互いの委員の認識を一致させていかないと、点数の付け方が変わってくるのではないかという気がします。</p> <p>そのあたりは委員長いかがでしょうか。</p>
会 長	それはまさに評価の視点ですね。だから評価の視点として、ある程度、書類審査の段階で、評価の視点をすり合わせる必要があると思います。今回、提案内容のプレゼンテーションは実施する予定ですか。
事 務 局	プレゼンテーションを行う予定です。
会 長	<p>地域委員の皆様にとっては、やはり地域の個性ということ道を道の駅でどう体現するか、というのが大きなポイントになってくるでしょうし、逆に経営破綻を起こさないような事業のマネジメント的なところについては、ある程度専門的な知識を持った委員による視点も出てくるので、複数の方の採点によって変わってくるというところだと思います。</p> <p>数字は丸めないで、個別の委員の重みを一旦精査した上で、最終的になぜ自分がその採点をしたかについてご発議を頂いて、最終的に合議で取り決めする方法が良いと思いますが、B委員いかがでしょうか。</p>
B 委 員	おそらくC委員が言われたところは、まさにこれから、べに花の部分にどれだけ配点していくか、というような議論をしていくのがいいと思います。

C 委 員	<p>私が言っているのは、例えば、桶川にはどこの県から一番人が来るかということと東北地方を中心に一番人が集まっています。それで特に多いのは群馬や福島です。</p> <p>極端なことを言うと、他県から来ている方々を対象とした物産展の開催も必要になると思います。市民の人たちの経営的なもののプラスになる視点を入れていかないと、桶川の道の駅はうまく行かないと思いますので、そういった考え方を皆で考えてもらいたいと思います。</p> <p>なぜそのようなことを言うかということ、市内の県人会で活発なのは、福島と群馬、鹿児島県の県人会でその地域出身の市民が多いということです。</p> <p>べに花だけを売りとして考えていくのは、難しいと思います。</p>
A 委 員	<p>この評価の仕方ですが、プレゼンテーションが終わった後に採点するのでしょうか。資料もその時にもらうということで、例えば、坂田の場合にはプレゼンテーションの後、1時間ぐらいで決めています。道の駅の採点では非常に難しいと思います。そのため、評価の手順の説明をお願いします。</p>
会 長	<p>私もそこは聞こうと思っていたところです。</p>
事 務 局	<p>坂田のところ事務局もわからないこともあり、また様々なご意見、アドバイスも頂いたところなので、一旦整理させていただいて、第3回委員会の際に、事務局案を作り、合議等の審査方法について、確認していただいた方が良く考えます。そのような形で、意見の齟齬がないようにまとめるように進めるという整理でいかがでしょうか。</p>
A 委 員	<p>そうなるとう最初の基本方針のコンセプトのところ、1つ目の視点の中に5個項目があり、加えて2つ目の視点の項目もあります。6個の項目を5段階で採点するというのはとても難しく、それぞれの委員がこだわっているところに、多くの配点することもあります。</p> <p>全体コンセプトで3点とか、1個ずつの配点をしていかないと、とても難しいと思います。そこを丁寧にやるなら、それぞれに点数をつけるような配点とか採点方法として、もう一回見直してほしいと思います。</p>
会 長	<p>その点については、先程の事務局の説明の中でもふれられていたような気がしますが、点数の考え方について、もう一度説明をお願いしますか。</p>

事務局	<p>評価の視点の数だけ配点をした方が分かりやすいのではないかと、といったご意見だったと思います。</p> <p>今の事務局案では、評価の視点の数ではなくて、評価項目ごとに5点配点としているところです。</p> <p>評価の視点につきましても、委員の皆様からこんな視点もあるのではないかとというご意見を頂く中で変わってくるものと考えております。評価の視点と配点の両方に関わってくるとは思いますが、その中で評価の視点を増やす、または減らすというようなことで、それによってその項目の配点を重くする、軽くするというこも、委員会の所掌ということで、事務局としてはその点についてもご審議いただきたいと考えております。</p> <p>先程A委員が仰られたように、基本方針での評価の視点の数も多いので、例えば、これを評価の視点の項目で分けたり、配点を変えたり、そういったことは委員会の中でお示ししていただければ、配点を5点から10点に変える等ということは可能です。</p>
会長	<p>念のため確認ですが、基本方針、コンセプトで5点満点で、どのように評価を行うかを考える際に、この評価の視点が羅列されていて、採点するときには、この評価の視点の1つに注目して5点満点つけても良いし、総合的にチェックしてあまり網羅的に提案されていないということで点数を低くつけるというのは採点者の裁量でよく、このここの評価の視点を細かく点数化する必要はない、という説明であったと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。あくまでも、評価の視点として考えていただきたいと考えております。先ほどC委員が仰ったように、それぞれの委員の考えや思いがあるので、その中で、こういった視点を参考に5段階で評価していただければと考えています。</p>
会長	<p>つまり、事務局の説明されたことも含めて、採点フローやプレゼンテーションのタイミングなど、どういう手順で評価するかを一回整理していただいたほうが良いと思います。</p>
G委員	<p>採点表についても事前に説明は頂いておりましたが、全体をみると配分で価格評価点は60点、技術点は240点、で基本方針や事業取組方針が一番大切だから点数を多くしているとか、グラフ等を使って、全体として道の駅ほどの部分に配点の比重がありますということが分かると良いと思います。</p>
事務局	<p>グラフを使って、配点のバランスが分かるように提示するなど、ご意見を参考に工夫します。</p>
A委員	<p>基本方針の多くの項目が網羅され、総合的に評価されるような感じなので、ここが5点というのが分かりにくいです。この取組方針のところの配点を高くするなどについて検討をしてもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>そのところは審議事項Ⅳに関する内容だと思いますので、A委員、G委員の意見も含めて、配点を高くするところは高くするというので、今回ご提示したものは、たたき台的として捉えていただければと思います。</p> <p>まず、審議事項ⅠからⅢまでの内容についてご審議いただければと思います。</p>

B 委 員	<p>今の話とは少しずれますが、プレゼンテーションまでの流れということで、資料を確認すると、この第4回委員会は、提案内容要旨の説明、プレゼンテーションと審査の流れの確認となっていて、第5回で提案書の審査となっているのですが、提案書はこの時までいただけないということでしょうか。普通であればそのようなことはありえませんが、この流れだと、プレゼンテーションの印象論でしか審査できなくなってしまうと思います。</p> <p>事業収支計画等をその場で見るのは不可能なので、通常だと3週間前頃には提案書を頂いて、事務局で事前に点数表をつけていただくというのが一般的です。必要に応じて、民間業者に提案書の内容についてどういう意味かを事前に聞くような機会もあるのですが、そういうことを行うことは想定されていないということでしょうか。</p>
事 務 局	<p>実施方針の10ページに選定手順とありますが、令和4年7月下旬の第二次審査書類の受付期限があり、それを提出していただいた段階で、早めに委員の方には見ていただけるようにしたいと考えています。その後、8月下旬に二次審査書類に対する審査ということになりますので、そこがプレゼンテーションの場となります。</p>
会 長	<p>プレゼンテーションより前に、事前の資料は委員に配布されますか。</p>
事 務 局	<p>初めて見るというようなことにはならない予定です。</p>
B 委 員	<p>質疑応答を事前に事業者に対して行うということはないということですね。</p>
事 務 局	<p>今のところ、事前に事業者に質疑応答を行うことは考えていません。当日行っていただくことを考えております。</p>
B 委 員	<p>通常だと、要求水準に関して疑義が生じるような提案が出てきた時に、そこについて確認するプロセスを入れておかないといけないと思います。要求水準を満たしているのか満たしていないのか、怪しい提案であることも想定されます。</p>
会 長	<p>確かに書面だけでは分からないので、この点を確認するというプロセスは必要だと思います。</p>
B 委 員	<p>正直な所、ここにいる委員が要求水準全てを確認するというのは不可能であり、建築計画と言われても分からないと思います。事務局の方で、仮採点のような要求水準を満たしていて、優れた提案になっていると認められている点などを整理していただき、また、要求水準を満たしているか分からない点等についてまとめ、事業者に質問をする必要があると思うのですが、このスケジュールだと難しいのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>現在公表している実施方針の10ページには記載はございません。</p> <p>現在公開しているものは実施方針なので、令和4年4月に募集要項として公表する際に、B委員のご指摘を踏まえて修正を加えることは可能です。また、仮採点や要求水準についての不明点などの事業者への確認については、事務局で行ってまいりたいと考えておりますが、B委員のご指摘では、その時間が必要ということでしょうか。</p>

B 委員	<p>令和4年7月下旬に受け取って、事務局側で数日から1週間ぐらいかけて中身を確認すると思いますが、事業者の数によってはもっとかかると思います。8月の下旬にヒアリングしようとしたときに、お盆休みの期間に入ってしまうと、実質的に応募事業者とやり取りする時間はないと思います。</p> <p>日程を動かせば良いのかもしれませんが、ご調整頂いたほうが良いと思います。</p>
A 委員	<p>要求水準を満たしていないと失格と書いてあったので、要求水準の一覧表を作ってください、事務局にチェックしてもらいたいと考えています。それを資料として提示するかどうかは別ですが、それを行うのか事務局に確認しようと思ったところです。</p>
事務局	<p>そのチェックは事務局で行います。</p>
A 委員	<p>その内容を含め、資料をいただけるということですか。</p>
事務局	<p>提案書としては来たものを先にお渡しさせていただいて、事務局で仮採点したものは後からお送りします。</p>
A 委員	<p>最初に要求水準を満たしているかを確認しないと、提案書が先に委員に送られてきても評価できないのではないですか。</p>
事務局	<p>事務局でチェックしたり、企業に確認する時間も必要ですので、その時間をお許しいただけるのであれば、先にお渡しするのではなく、それを確認した後にお渡しするというのを考えております。</p> <p>また、B委員のご指摘のように、果たして1か月でできるのかは、スケジュールを精査して、募集要項公表までに必要であれば、変更することも考えていきたいと思っております。</p>
会長	<p>そうすると審査基準書案に審査フローというのがあって、この部分の要求水準の適合審査を一旦事務局で整理する、というプロセスをいれてもらいたいということと、委員に渡った後、委員からの質問があったときに、質問する期間と回答の期間が確保されていたほうが良い、ということだと思います。</p> <p>スケジュールが組めるかも確認していただきたい、ということになると思います。</p>
事務局	<p>明確なところは今後の検討となりますが、必要な箇所は修正させていただきます。</p>
会長	<p>話を整理すると、要求水準の適合審査を、まず事務局で行い、審査をクリアした提案を委員に送ってもらう。その中で委員が事業者に質問がある場合は、きちんと質問が提示できる期間を設けたいと思いますので、それが可能なスケジュールを検討していただく、ということによろしいですか。</p>
B 委員	<p>要求水準を満たしているかどうかだと、5段階評価のEの評価までつけられるということなのですが、AからDまで評価するにあたり、提案の中で、これは評価されるべき項目というのを通常リストアップしていただくことが多いです。リストがないと、なんとなくABCDをつけてしまうということになってしまいます。特筆すべきことや、より優れているということといったリストがないと、審査が難しいと思います。</p> <p>委員の方々に専門性が違うので、事務局から優れた点について示してもらおう方が良いと思います。</p>

事務局	事務局側から案を提示することで、委員の皆様から疑義が生じることもあると思います。ただ、審査基準のたたき台でも、事務局視点で見て、5点や10点の配点を行っておりますので、同じように、評価の視点の細目などの事務局案を出しても良いということであれば、お示しすることは可能です。
A 委員	やはり事務局、行政側が持っている視点と、委員が持っている視点というのは違うので、それを誘導されるということも問題ではないかと思います。
事務局	事務局といたしましても、そこは気にしている所です。
A 委員	それぞれの個性や考え方が違うので、まず委員が評価して2度目に合議で評価をすれば良いだけなので、そこまでやるのはどうかと思います。
事務局	A委員が仰ったように、本委員会には、そのためにある程度専門性の高い委員に入らせていただいております。見方によっては事務局が誘導しているという形に捉えられたりしますので、委員会から案を示して下さいということであれば可能です。しかし、先ほどの傍聴の審議ではありませんが、なるべく委員会の中でフラットな視点でご議論いただいたほうが良いと考えます。
会長	イメージ的には、最初に各委員で採点して、それを1回スクリーンに写し、なぜその評価をつけたのか各委員に発言いただく。それで、最終的にもう一度採点をやって、その上で決定していくということをイメージしていけば良いということでしょうか。
事務局	事務局としてはそのように考えています。
B 委員	自分自身で提案書を見て分かる範囲というのもごく一部なので、きちんと採点できるのか正直不安です。単純に要求水準を満たしているだけの提案書を見て、全ての項目を審査するというところまでの能力はないと思っています。ある程度、技術の部分で分からないところや、実現性があるところとそうでないものや、提案内容を全て受け入れるところにはならないと思うので、そこは事務局でふるいに掛けてほしいというのが本音です。 ただ、フラットに審査をした方が良いということについては、そのとおりだと思います。
会長	自信がない評価項目は、採点を行わなくても良いのですか。
事務局	採点は全ての評価項目について行っていただきたいと思います。そのために、評価の視点というのがあると考えておりますので、その視点をもとに、プレゼンテーションの内容や、提案の内容を採点していただきたいと思います。

F	委員	私は専門家ではないので、どういう視点で審査した方がいいのか全く分かりません。花火大会だと、審査玉というのがあり、それをみて、それより良いか悪いかということで評価するようだが、道の駅の要求水準が満たされているという提案について、基準となるような道の駅と比べて優れている、優れていないというような基準をまず見せてもらわないと分かりません。例えば、水道がついているのは当たり前だけど、自動水栓だとちょっと優れているのかなというようなイメージは持っておりますが、そういうレベルでないと分かりません。基準を分かりやすく提示してもらいたいと思います。
会	長	基準というのが、ある意味評価の視点になってくるということだと思えます。そこは次回の議論ということでもよろしいでしょうか。 また、採点に対する各審査員の得意、不得意の部分については、事務局側からとしては、是非評価の視点も踏まえて採点をしていただきたいということですが、もう少し事務局から具体的なヒントや手がかりを示す必要がございますか。G委員いかがでしょうか。
B	委員	他の方のご意見も聞いていただきたいです。
会	長	G委員どうですか。
G	委員	とても難しいと思います。委員にもそれぞれ専門があるので、分かることはよく分かるし、自分たちが作りたい道の駅はそれぞれが考えを持っていると思います。しかし、各委員がよりよい道の駅を作りたいと同じように思っています。 これはとても難しいことだと思うので、評価の視点を、何のためにこれを選ぶのか、ひとつずつ噛み砕きながら、自分たちで良い道の駅を作るためにはどうしたらいいか意見を出して、評価基準を決めるしかないのではと思います。 道の駅を見てきている人は見てきているし、見たことない人もいるかもしれません。お子さんを連れて行く人もいれば、友だちと行く人もいます。様々な方が来る道の駅を、これだけの職業の人が委員として集まっているので、委員の皆様と話しあって、評価の視点を組み立てていく方が良いと思います。
会	長	D委員いかがでしょうか
D	委員	自分で評価をするのは難しいので、事務局案は頂いた方が良いでしょう。 普段の業務で専門性のところしかやっていないので、よく分からない分野については、提案の内容が優れているかどうか分かりません。専門外の項目について、どのように点数つけるかは非常に不安です。情報をいただけるとありがたいです。
会	長	評価の視点の意図を審査員に伝えるというのが大事になって来ると思えます。事務局の考えはどうですか。

事務局	<p>事務局としては、案を作って欲しいということであれば作成いたしますが、逆に作ることによって、評価の妨げになるという意見も出ておりますので、委員会で決めていただければと思います。決めていただいた内容で資料を作りたいと思います。</p> <p>事務局としては、審議事項のⅠからⅢまでは本日決めたいと思っておりますので、その点の審議を中心にお願ひできればと思います。</p>
会長	<p>専門による得手不得手があったり、道の駅に対して通常の利用しか知らない中でどう審査するかという意見をいただきました。評価の視点の意図、見方、捉え方、そういうことが具体的に説明されるところでその提案がどこまで満足しているかというのが文章を読み解くところで、ある程度判断できれば良いと思います。</p> <p>重みをつけると言うよりは、評価の視点の解説を充実させることで、標準的な判断ができるという説明資料を加えるのはいかがでしょうか。</p> <p>そうすれば専門の得手不得手で採点のバランスが崩れることもないでしょうし、いわゆる記述を読み解くということになるのではないかと思います。事務局としてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>評価の視点の解説書というのは、評価の視点をもうちょっと増やすということでしょうか。あるいは、ポイントを書いた方がということでしょうか。</p>
会長	<p>評価の視点のポイントなどの説明を加えるということです。例えば、べに花や宿場町などの地域資源の発信と調和した憩いの場の形成ということなら、具体的にはどういうことを意図してこういった視点が出てきたのかという点であったり、評価の手がかりになるような説明というイメージです。</p>
A 委員	<p>今の点ですが、全体が5点になっているのですが、べに花や宿場町などの地域資源の発信と調和した憩いの場の形成というところを3点満点にして、それがしっかり形成されている提案だったら3点、少し劣っているということなら2点や1点とする形で、3段階で評価するのであれば、評価しやすいと思います。</p> <p>要求水準を満たしているので20%というのではなく、良い、悪い、その中間というように「○」「△」「×」というようなイメージで評価をしていくという方が分かりやすいと思います。「特に優れている」と「かなり優れている」というのは、差が分かりにくく、選びにくいところがあります。そういうふうにしてひとつひとつ積み上げていくのが分かりやすいと思います。</p>
会長	<p>様々な事例なども踏まえて、コンサルタントとしてはどのようにお考えでしょうか。専門性のところなど様々な意見が出ています。</p>

<p>事務局 (コンサル)</p>	<p>5段階のところについては、事例でいうと5段階としているところが多く、4段階も見たことはありますが、3段階というところはあまり見たことがありません。ただし、その点については、ご議論頂いて良いところだと思っています。</p> <p>評価の視点の説明というところでは、様々な事例はあるとは思いますが、今回の案より更に細かく書くというのはコンサルとしてやったことがなく、あまり細かく書こうとすると具体的な表現にならざるを得ないため、どこまでお示しして良いかは難しいように思います。</p> <p>どのような提案になるか分からない中で、事前に、書ききれない所もあると思います。あるとすれば、提案が出てきた時に、補足を添える、提案されたレベルが高めなのか低めなのかというところについては、特に技術面においては、ご提示できると思います。</p> <p>点数の採点例を求められるケースはないわけではないですが、その点は委員会のご議論の中で、決めていただくことになるかと思っています。</p>
<p>B 委員</p>	<p>私が求めていたものは、まさにコンサルタントの方が仰っていたもので、この技術とかこの提案内容が優れていると判断できる項目だ、というのが分かるものをリストアップしてほしいということです。</p> <p>例えば、この項目に対して、ある提案は優れていると判断できる技術が入っているので、優れているという評価をする、または、この提案は3つ優れているものとしてリストに上がっているが、そのうちの2つは、私は優れていると思えないなどの判断があっても良いと思いますので、そのような資料を作っていたらいいと思います。そうでないと、A委員が仰るように5段階と言われても評価しにくい、ということになると思います。</p> <p>では3段階で評価を行うか、ということについては、3段階にしないケースが多いのは、みんなBにしてしまうという傾向もあるからだと考えます。ABCDの4段階とすれば、真ん中の評価がないため、AかBかという評価ができます。3段階なら平均値でも良いのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>平均値なら、母集団をかえれば審査結果なくても出来なくもないところですが、ある程度事前の説明が加えられることによってもっときめ細かな採点ができそうということなので、そういうものを揃えていただいた上で、5段階でということでもよいかもしれません。3段階だと確かにBに偏るということがあります。</p>
<p>事務局</p>	<p>他市の事例で、蔵王で道の駅の事業者選定を行っていますが、そこは4段階になっています。4段階であれば、中間より少し上とか下の評価となり、中間の評価にはなりません。</p>
<p>A 委員</p>	<p>0.5段階ごとに評価を分けて行う方法もあると思います。0.5段階くらいまでであると随分ちがいます。</p>
<p>会長</p>	<p>そこまでは難しいかと思っていますので。4段階でいかがでしょうか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>4段階だと採点基準の表現はどうなりますか。</p>

会	長	表現は事務局にて分かりやすく検討して下さい。一番低い評価でも点数があっても良いと思います。
事務局		採点基準の表現については検討いたします。4段階評価で、重みは他の事例も見ながら、次の委員会でお示しします。
会	長	評価については、4段階評価で、かつ、各委員が評価をしやすくするような形で資料を事務局で作成していただき、示していただくということで、よろしいでしょうか。
		(異議なし)
会	長	審議事項ⅠからⅢについて、その他意見はありますでしょうか。
A	委員	本日の意見を踏まえ、もう一度事務局案の提示があるということによろしいですか。
事務局		審議事項Ⅲについては、技術評価の条件の中で、①の基本方針については点数をつけるというところと、②を4段階で評価する、というところが確定し、③の表現のところは第3回委員会までに事務局案を作成する、というところであると認識しています。
会	長	今後、審議事項ⅣとⅤについては、一定期間時間をおいて皆様から個別にご意見をいただいて、それを取りまとめたものを第3回委員会の中でお示しして、最終的に合議に持っていくというイメージを持っていますが、事務局としては問題ないですか。
事務局		事務局としては、第3回委員会を11月29日の開催という説明をしようと思っていたところですが、本日の議論を踏まえると難しいのではないかという印象を持っています。しかし、令和4年4月の募集要項の公表ということを見ると、間に合わないところもあるのではないかと懸念しています。 市の内部の話で恐縮ですが、この評価基準を決めてもらわないと来年度予算にも影響が出てきちゃうところもあります。第3回委員会の11月29日を伸ばすとなると、12月の終わりとか、年末に対応するようなことをお許しいただけるのであれば、事務局は対応可能です。
A	委員	第3回委員会の開催日は、12月第1週が良いと思います。
B	委員	11月29日に審議する内容は、今回この資料にある内容なので、先延ばしにする必要もないと思います。
事務局		解説書を作るというものがありますが。
B	委員	その話は、提案が出てきてからという話になると思います。これについて、現段階で作り込むは必要ないと思います。
事務局		まず11月29日までに、審査(採点)のフローを作成したいと思います。
会	長	採点のプロセスについて、採点フローやプレゼンテーションがどこに入ってくるかということも含めたフローを作りたいと思います。また、審議事項Ⅲの完成版を提示してもらうことは必要だと思います。
事務局		資料を作成の上、第3回委員会は11月29日に開催させていただければと思います。

会 長	<p>今回の議論を整理した結果報告としては、もともと必要な作業であり、フローの作成は追加になるかもしれませんが、そんなに増えているわけではないと思います。</p> <p>第3回委員会ではそのあたりを確認して、審議項目ⅣおよびⅤを審議するという進め方になると思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
A 委 員	<p>審議事項Ⅰについて、技術評価と価格評価の割合が4:1ということになっていますが、その考え方を教えてください</p>
事 務 局	<p>プロポーザル方式ということなので、価格評価点の割合を大きくとするのは趣旨から外れてくると考えています。一方で、高い技術の提案を安く提供してもらおうという考え方もあり、技術評価と価格評価を併存させる形としています。比率については、他の道の駅の事例を見ますと4:1が多く、坂田地区の事例でも4:1にしていることもあり、そのあたりを参考に設定しております。</p>
会 長	<p>もう一度整理しますと、まず事務局側で行うのが、審査項目Ⅲの技術評価の条件についての本日の結論のまとめ、4段階評価で、提案受付後、提案内容のある程度の読み方をまとめていただいて委員にフィードバックというところを反映してもらおう。さらに、審査項目ⅣおよびⅤについては、一定期間をおいて皆様から意見を収集して、それを整理したたたき台を第3回で提示していただき、それを審議するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>一定期間設ける意見集約の期限を事務局からご連絡してもらいたいと思います。</p>
事 務 局	<p>先程申し上げましたように11月29日が委員会で、それに合わせて、評価の視点や配点などの意見をいただくことになるかと思いますが、それを集約して反映させたり、一部事務局の考えを述べさせていただいたりして、第3回委員会の資料としたいと考えております。そのための資料の作成なども考えると、かなり期限が短く恐縮ですが、事務局案としては11月5日の金曜日までに意見をいただければと思います。</p>
B 委 員	<p>本日、審議事項ⅣおよびⅤについては一切審議していないという理解ですが、それで意見を述べてくださいというのはおかしいのではないですか。本来委員会の中で審議して、そこで、配点割合をどうするか審議されるべきものであって、事前に個人の意見をメールでやりとりする、というのは違うと思います。この場で話すべきことを審議せずに、事前に意見集約を行うのはおかしい手順だと思います。</p>
会 長	<p>審議事項ⅣおよびⅤについては、事前の意見集約なしで、その時に審議いただくという方法でしょうか。</p>

事務局	<p>今回、審議事項ⅠからⅢを決めていただき、Ⅳ、Ⅴについては説明をさせていただきましたので、評価の視点についてもある程度考え方や配点についてもお示しさせていただきました。審査基準書と採点表の案につきましては、内容に関するご質問やご意見等がございましたら、11月5日まで事務局までご連絡いただければと考えております。次回の第3回の委員会でご意見を挙げさせていただきます、審議事項Ⅳ、Ⅴの内容を決めていただきたいと考えております。審議方法等につきましても、次回の委員会で審査基準書と採点表の内容を決定できるようなご意見がありましたら、ご提案いただければと思います。</p> <p>今回のやり方は、事務局が一方的に提示するのを審議していただくよりは、委員の方の意見も踏まえたものにしたほうが良いという点を考えたものです。もしこのまま審議していただいて良いということでしたら、それはこのままお出しすることも考えます。</p>
B 委員	<p>このままで良い、ということではなくて、今回、私もいろいろ聞きたいことがあったのですが、一切審議にならなかったもので、その点について、個別の意見を出してその結果をまとめる、というものではないと思います。やはり皆様と議論するために来ているので、他の方や事務局の考えを一切聞かずに帰って、また、メールでやりとりするというやり方についてはおかしいのではないかと、という投げかけです。</p>
会長	<p>第3回委員会の時に審議するというので、事前に集約せずに、質疑と意見をその時に行う。ただし、事前の質問についてはいただくことも可として、審議については意見も含めて第3回委員会で審議する、ということでしょうか。</p> <p>ということで、審査基準の内容への意見を集約するのではなく、質問については個別に事務局へ送っていただきたいと思います。その質疑の中で、委員の皆様で共通理解を図った方が良い内容については、別途周知を図っていただきたいと思います。その上で、第3回委員会で審議事項ⅣおよびⅤの審議をしてもらうという進め方で良いでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局としては、そのような方法で進めていただくことについて問題ありません。</p>
会長	<p>質問については事前に事務局へ送っていただいて、審議は第3回委員会で行う、ということにしたいと思います。特にご異論ないようですので、この進め方にしたいと思います。</p>

6. その他	
(1) 第3回選定委員会について	
事務局	<p>次回以降の委員会は以下の通りとします。 第3回： 令和3年11月29日（木）午後2時～ 庁舎会議室303・304・305 議題は評価基準の審議を予定</p>
会長	他に何かありますか。
	(なし)

会 長	本日はありがとうございました。
〈閉会〉	以上